

住民主体による訪問型サービスに関するQ&A

No.	質問	回答	質問者	更新日
1	コミュニティ運営協議会や自治会以外の団体が事業を実施する場合の補助金の流れはどうなるのか？	市からの補助金の交付対象団体はコミュニティ運営協議会もしくは自治会(以下「コミュニティ運営協議会等」に略)とします。コミュニティ運営協議会等以外の団体が事業を実施する場合、コミュニティ運営協議会等は市からの補助金の中から補助金もしくは委託料の名目で当該団体に事業に必要な運営費を交付してください。なお委託料とした場合は当該委託料が課税対象となる可能性があります。		平成30年1月10日
2	補助対象者にその地区(地域)に居住する高齢者等の世帯とあるが、「等」には他に何を示すのか？	この事業は介護保険の予算で実施しているため、対象者のほとんどは高齢者だと考えていますが、地域包括ケアシステムを構築していくためには、高齢者のみに限らず、地域で暮らす障害者や単親世帯等、地区(地域)の特性に応じた対象者の設定を行うことは可能です。 ただし、「運営費補助の対象は、高齢者が支援の対象の半数を下回る場合は、利用者数で按分すること」と国で定められていることから、事業開始前に市と入念な打ち合わせをお願いします。		平成30年1月10日
3	利用者からサービスの申し込みはどのように行われるのか？	①利用者から直接、居住する地域の団体に申し込みがある場合 【単独サービス】 初回の場合、サービス調整役は、お住まいの地域包括支援センターの職員と同行して、利用者の身体・環境等の状況を把握、利用者の希望を聞き、サービスを提供してください。 【継続サービス及び判断に迷う場合】 担当の地域包括支援センターにつないでください。 ②地域包括支援センターの職員からサービスの依頼がある場合 地域包括支援センターで市民から相談を受け、職員が身体や生活状況を総合的に判断し、団体のサービスを利用した方がいいと思われる利用者であれば、情報を共有し、サービス調整役はサービス利用のための調整を始めてください。		平成30年1月10日
4	サービス提供者の研修はいつあるのか？	団体がサービスの実施届を市に提出した段階で、市は団体と相談しながら随時、研修を行っていく予定にしています。 研修の内容については、「ボランティアとしての心構え」や「サービスの提供にあたっての注意事項」等を考えています。研修内容や時間については現在、検討・調整しているところです。研修受講料は無料です。		平成30年1月10日
5	利用者の車両を利用して外出支援をすることは可能か？	利用者の所有する車両を使用し、運転者に対して仮に報酬が支払われていても、運送行為(=自動車と運転の両方を提供する行為)にはあたらないため、道路運送法の対象外であることから、市としては禁止するものではありません。 ただし、他人の車を運転することから、一定の方針を団体で決定することが望ましいと考えます。(損害保険の補償内容などにより、支援の是非を決定するなど)		平成30年1月10日
6	補助金を利用し、サービス調整役が使用するなどの目的で、車両を購入することはできるか？	基本的に、購入ではなく、リース契約であれば可能です。(H29.12.13財政課了承済み)		平成30年1月10日
7	課税の対象になるのか？	収益事業ではないので、課税されないと思われませんが、各団体によって事情や事業の方法が異なってくるため、税務署や税理士にお問い合わせいただければと存じます。		平成30年1月17日